

第6回山形県景観審議会議事録

- 1 日 時 平成21年6月19日(金)15時30分から17時15分
- 2 場 所 霞城セントラル23F 山形市市民活動支援センター内高度情報会議室
- 3 出席委員 中村会長、山畑会長代理、相羽委員、石川委員、伊藤委員、小山委員、
沼田委員、日原委員、宮原委員 9名
欠席委員 岩鼻委員、志村委員、半田委員、堀委員、前内委員、宮城委員 6名

4 審 議

(中村会長)

それでは、お手元の次第にしたがいまして、第6回山形県景観審議会を開催いたします。

本日は議題が2つ、報告関係が3つということです。議題のうち、最初の議題は前回の審議会で議論したことでございますが、出来れば、本審議会で収束したいと考えています。

それではさっそく議題の1から事務局の御説明をお願いします。

(事務局)

「山形県景観条例第26条の眺望景観資産の指定の方針について」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。

本議題は、前回に続き2度目の審議ということでございまして、前回出された宿題を中心に御説明いただきました。これについて、みなさんから御審議いただいて、出来れば本審議会で決着したいと思っております。どうぞお気づきの点等、御発言をお願いします。

前回、御発言があって質疑が交わされたことを中心に進めるということによろしいですね。

それでは、皮切りに私の方からお尋ねしたいと思うのですが、3頁の前回の審議会で出された課題と県の考え方のところでは眺望景観資産を次のように定義するということがあります。これも前回議論しましたがちょっと不安があるので重ねてお尋ねします。(2)のところでは「眺めは視点と主たる対象物で眺めの方向を定める。眺めの範囲を定めるものではない。」と書いてありますね。この「眺めの範囲を定めるものではない。」というのはあった方がいいですか。これは条例ではなくて考え方の説明なのですが、私がここでイメージした眺めの範囲というのは、視野の水平の角度を定めなくていいかなということなのです。

例えば、人間の視野って色々な考え方がありますが、60°を視野としますと、その範囲内で対象物が障害されるような物があった時には何かしないといけないということになりますね。ですからその範囲が30°なのか60°なのかというのは対象によって違うのだけでも、それについては触れなくていいですか。

(事務局)

それにつきましては、具体例をあげますと、県境に近いところで60°の角度で眺めの範囲を決めますと隣の県の空ですとか隣の県の建物も含まれてくるということになります。それは県の条例の適用範囲を超えてしまうため、あくまでも視点と対象だけを定めることにしております。その中で規制のことを考えるときに角度を決めたりするというのは必要になってくると思えます。4頁の右下のところに記載している山形県の景観計画で「眺望景観資産を指定した場合には必要に応じて景観形成基準を別途定める。」ということにしておりますので、基準を定める場合にその眺めに応じて、例えば水平角とか鉛直角ですとか具体的なその土地の上に引けるような線の範囲を決めて、規制をしていくということ是可以できるようにしております。

(中村会長)

最終的に、指定したときに指定案件ごとに規制を定めるということになりますね。場合によっては水平角度というようなものを指定しなくていい場合もあるかも知れない。しかし、指定しなければならない場合は指定するとそういうことですか。

(事務局)

そういうことです。

(中村会長)

それは必要に応じてやった方が良く私は思います。なぜかと言うと、眺望景観の場合、その眺望の範囲内で対象となる景観を阻害するようなものがでてくると建築物の高さを規制しなければならない。あるいは、その背後にでることになって規制するということもある。これは一番厳しい規制になりますね。

建築物の高さを規制するという事は、都市計画行為の中でも非常に厳しい規制をやることになる。これは最終的には都市計画審議会の権限になるのだらうと思いますが、そういうことをやらなければならない。その場合は範囲を決めざるを得なくなる。

例えば、文翔館みたいに非常に範囲が狭いものに関しては30°とか、あるいは飯豊みたいに何が対象なのかあまりはっきりしないような広がりがある場合は60°とかになるかも知れない。そういうことなので、水平角については、定めなくていい場合もあるかも知れないけれども、定めなければならない場合もあるというふうに理解しておく必要があると思います。

(事務局)

眺望景観資産の指定の段階では、すぐに具体的な規制が働くということではありません。実際の規制というのは、ここに書いてありますように眺望景観資産ごとにふさわしい規制をするということになります。今、会長から御意見がありましたようなかたちで、この場所においてはこういうふうな範囲でここにふさわしい規制と手段を選んで、景観計画の中で景観形成基準を定めるということになるかと思えます。

もう一回申し上げますと、眺望景観資産の指定段階では眺めを指定したうえで、その後、具体的に規制の段階で範囲とか規制の手段というものを決めていくということになります。

(石川委員)

今の話と関連して、眺めの範囲の意味ですが、この資料の中で大景観・中景観・小景観という言葉を使っていますが、こういう言葉の使い方は初めてです。

今までだと遠景・中景・近景というのが普通の言い方だと思っていたのですが、眺めの範囲となるとむしろ逆に大景観・中景観・小景観が語感的に範囲を指し示す言葉になってしまうような感じがしますが解釈はどういうふうに考えたらよいでしょうか。

(事務局)

眺めの範囲という言葉使いが適切かどうかわからないのですが、どうしても景観という規制が頭から離れなくて規制を考えると必ず範囲を決めないとそこでの規制がかけられないということがありまして、範囲という言葉を使いました。

それから、大景観・中景観・小景観と遠景・中景・近景の使い分けですけど、これは多分明確な定義はないという気がします。ただ、遠景領域や中景領域、近景領域を決める場合にはもののテクスチャーとか表面の見え方がどういうふうに見えるかによると思います。例えば、建物ですと近くから見るとタイルの目地までも見える。遠くから見ればそういったものは薄らいで、建物の色全体だけが見える。そういうところで近景・遠景と使い分けしているような気がいたします。

(事務局)

今、話があった大景観については、一般的なかたちでは使われてはいますが特に定義になっているものではないと考えています。こういう条例とか規則の運用にあたっては、そういった多義的なものについてはなるべく避けるかたちにしなければならないし、もし、使うのであれば定義

する義務がでてくるものですから、この場合についてはそういうものが必要でないかと考えています。

(中村会長)

これについては、はっきりした定義は無いです。むしろこれについては、腹を決めてやらなきゃいけないのは、さっきから申し上げていますとおり建物の高度規制を伴う場合が多いということです。特に高さの規制が緩い場合は余り問題ないのですが、先程の例でいうと文翔館みたいなものは街路の上から見るわけですから高い建物が後ろに立ち上がってくると問題になります。それで大失敗したのが東京の国会議事堂で、前から見ると国会議事堂の後ろ側の赤坂見附の方に高層ビルが2棟立ち上がっています。今ではもう手遅れですが、あの場合は眺望景観を規制すべきだったと思います。日本の民主主義の拠点がああいう状態なので、ぜひ文翔館は守っていただきたいと思います。

ただし、この場合は高度規制を伴いますから必ず反対意見がでます。ですから、眺望景観という概念がなかなか定着しなかったのだと思います。今、日本全国の重要な場所ではそういうことがたびたび指摘されていますので、山形県でそういうことをやられるということは結構なことだと思いますが覚悟が必要だということを御承知おきいただきたい。

もう1つだけ気がついたことを申しますと指定の形式的な問題ですけども、視点の位置を緯度経度で示してあるのですが、こういうふうにしななければならないのでしょうか。

(事務局)

視点を決める場合にはある程度固定しないといけませんので、当初、審議の中では視点はもう少し広い範囲で視点場ということでのよいのではないかという意見もございましたが、視点を広げてしまいますと、視点場とそれ以外の対象場をどこで線を引くかという問題が発生してしまいますので、一番良く見えるところをピンポイントで指定したいということです。

(中村会長)

私が聴いた所では、京都の景観計画では緯度経度で厳格なピンポイントで決めていると思います。

(事務局)

京都の場合はピンポイントで決めているものと、道路のここからここまでというふうで決めているものとあったかと思います。

(中村会長)

これは非常に技術的な問題なのだけど、視点場と言わなくても、視点が存在する範囲というぐらいで考えると、例えば、100m×30mぐらいの範囲内から見た景観を保護するというやり方では問題ありますか、その方が現実的じゃないかと思います。

(事務局)

現実的かも知れませんが、告示する場合には非常に難しいと思います。

(中村会長)

告示する場合、難しいですか。例えば、都市計画のゾーニングの場合は、角の部分の座標をちゃんと決めてやってるのでしょうか。

(事務局)

都市計画の場合は、あきらかに間違いない想定という形になるものですから、例えば、表示としては字で示したり、道路から何メートルといった形でもやります。条例をつくる過程でこういう形になったということのようです。

(中村会長)

行政の担当の方でこの方がやりやすいとおっしゃるのであればこれでいいと思います。ただし、普通に考えれば、少し緩くして国土基本図でわかるような範囲で線を引いておけばいいのではないかと思う。その方が指導しやすいのではないかと思ったのですが、いかがですか。

(事務局)

現在、届出をしてもらっていますが、その時にある特定の山に対して視点とその山を結ぶ線を超えるか超えないかというところで判断しているわけですが、それも点を一つだけ決めて線を引いています。点がいくつかある面ですと全ての点のところで調査、審査しなければならなくなってしまう。

(相羽委員)

緯度経度が0.1秒違うと何mぐらい違うことになるのかわかったら教えてください。

(事務局)

すみません、今すぐお答えできませんので後程調べてお知らせします。

(山畑委員)

今の視点の話で、例えば、1頁の3の飯豊のところで展望台からの眺望がありますね。展望台となると、同じ位置でも展望台の下と上では眺めが違ってくることがあります。特殊な場合かと思いますが、高さによって違ってくる場合がありますね。その場合はどのように指定しますか。

(事務局)

県としては代表的な点を一つ選んで指定をしたいと思います。

(山畑委員)

そうしますとそこから眺めるであろう、展望台の上とかを1点として指定するということですか。

(事務局)

はい。そうです。

(伊藤委員)

1頁のいろいろ写真を見ますと視点場がアクセスの関係とかもあって、おのずと展望台ができていて、緯度経度できちっと指定される場所ということは何となくわかります。

例えば、文翔館の眺めのことというふうなことで見ると視点というのをどこに定めてそれをどういう観点で定めるのかというところがわかりにくいと思われれます。

(事務局)

景観条例の26条のところで「将来の世代に引き継いでいくべき良好な眺め」とその要件などを決めているわけですが、これだけではちょっとわからないということで、今回指定の方針を決めておまして、4頁の指定の方針の1番のところで基本的な考え方を定めております。

これを読んだだけで視点が1つ決まるということにはならないと思います。対象を文翔館にしようということまでは決められると思いますので、どこに視点をとるかということについては事前に部会の先生方と現地に行きまして調査をし、ここにしようということを審議会で諮って決めていきたい。

(中村会長)

これは実際にやるとなると簡単な問題じゃないと思います。例えば、文翔館の場合は非常に遠くから見た文翔館について、そのシルエットを侵さないようにしようとしたら、文翔館の後ろの建物の高さの規制は非常に厳しくなるわけです。近くから見た方が緩くなる。例えば、文翔館を見上げる角度が5°位とか10°位が一番見やすいというようなデータがありますのでそれを参考にしながら決めるということになると思います。

(伊藤委員)

例えば、文翔館を指定する場合は難しいと思います。文翔館の左側に旧議事堂があって、見方によってはそれと一体となった雰囲気、街並みがあります。地域全体で考えると、上を見上げれば、既存の建物が影響を及ぼしている。反対側から見れば、こちらも既存の建物が影響を与えている。実際、そういう意味では最上川の眺めですとか飯豊とかと違って建造物を指定する場合は、

視点のとり方には意味というか配慮がないとちょっと難しい問題になってくる感じがします。ポイントは何かははっきりさせなければいけない。

(中村会長)

慣習的にこの建物はこの橋の上から見るのがいいというようなことで市民の間で一般的に了解されているのであれば、それを使うということになるのでしょうか。文翔館の場合はわかりませんが、そういう慣習的なこととかもの大きさとか考えながらやることになりますので、いずれにしてもそんなに簡単な事ではないと思います。

(伊藤委員)

ケースバイケースでそれぞれ悩みながら育てていくしかないということですね。

(事務局)

今おっしゃられたとおり、当然、視点が変わることによって見えが変わりますので、どの視点でその施設を見るのかというのは大変重要なことになります。御心配されているのは指定することにともなってでてくる規制が想定されているので難しいということになると思います。大変難しい作業ですが、その中でも検討した結果としてみなさんのコンセンサスを得られるところで指定するという形にしたいと思います。指定した中で、こういうふうな規制がここではできるというのが場所によって違うということになります。

(中村会長)

何かございますか。

(相羽委員)

先ほどの0.1秒は大体3m位です。

ピンポイントで指定するとすれば、緯度経度と地物で表す必要があるのではありませんか。

(事務局)

現時点では、緯度経度で決めることを考えておりますが、もう少し詰めたいと思います。

視点を告示するということが決まっていないので、緯度経度など告示の表現方法は規則で明確になっていません。ピンポイントでわかるような告示にしたいと思っています。

(中村会長)

1/10秒以下の数値はどうやって導きだしたのですか。

(事務局)

ポケナビというGPSの機械を現地に持って行って測りました。国土地理院のホームページでも求めることはできますが、今回は現地に行って測ってきました。

(宮原委員)

今の議論の中で精度を求めるのはこれからいろんな規制をかけるときに、精度をちゃんと担保しておかなければならないということだと思います。しかし、観光などの活用を考えると、一般の人がこの景観の写真を撮りたい時にこの場所がどこなのか知りたいということがあると思います。例えば、宮城県では宮城蔵王36景といって宮城蔵王の良い景観がみられる場所を36ヶ所選んで、観光マップで活用していますが、その写真が再現できるような場所に宮城蔵王36景のポストをきちっと立てて、そこへ行けば誰もが写真とか眺望を確保できるという形で指定しています。

だから、そういう一般の人たちがこの景観を活用してどんどん交流することを考えると、いろんな人にわかりやすいように場所をセットすることが必要で、専門家の人だとかこういう緯度経度も標高も必要とは思いますが、それよりはこういうポストをつくる方がいいかも知れないと思います。

(中村会長)

今の御意見も参考にしてください。

(小山委員)

視点場を設けてポストを置くということでしたが、置ける場所もあれば文翔館の前の通りの真ん中のように置けないところもあるわけです。そういうところを視点場として指定して、標示できるのか問題があると思います。

(宮原委員)

市街地は私有地だったりして、とても難しいと思います。宮城蔵王 36 景の場合は、条件として誰でも入れる場所でグッドビューな所を公募して選んだものですから、ポストも設置しやすかった。今、おっしゃったような市街地だとなかなかたてることは難しいので、道路上に何かマークを貼るとか歩道の両脇の所にポストを立ててそれを結んだ線上で道路に立つと景観が見えるとか、もし、やるとすれば市街地には市街地の工夫が必要なのかもしれません。

(伊藤委員)

文翔館の眺望景観の視点場の定め方について、文翔館を客観的にどこから見るのが一番いいとか悪いとかということではないと思う。最上川の景色にしても、飯豊の散居集落にしても客観的にいいからということではなくて、たまたま道路があって、人がそこに行けるからそこに展望台が設けられるからそこがいいのだということであって、文翔館の眺めの視点場が道路の真ん中だといって道路の真ん中にマークをつけるという発想自体が可笑しいと思います。誰もがそこに気軽に行けて、いつでも文翔館をよく見られる眺望を確保してあげるのが視点場の定めであって、例えば、ある何とか橋の景色は川の中のあるところから見ると一番いいですよと言ってもそこに行くことは出来ないと思います。

(宮原委員)

おっしゃるとおりだと思います。ですから、まさしく 4 番の写真を見るとどうぞ道路の真ん中に出て見てくださいというのは、私はそういうふうに視点場を持つべきだと思わなくて、やっぱり景観を活用するにはみなさんがいいというものはおのずと皆さんがアクセスできて、その場所が昔からいい場所だねといわれているような場所に決まっていくと思っています。

(石川委員)

景観法制上の考え方についてお訊ねしたいのですが、これは県の条例による眺望景観資産の指定という形ですが、景観行政団体の市町村との関係はどうなるのかということです。県と景観行政団体の市町村の価値観が違って指定にブレが出てくる可能性があるのではないかと思います。これをどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

(事務局)

この眺望景観資産というのは景観法によるものではございませんので、景観行政団体の市町村区域であっても指定することはできます。条例上、県自ら指定することも可能ですが、その場合であっても市町村の長、審議会の意見を聴くということになっていますし、提案制度も設けています。方針のところにも書きましたが、基本的に文翔館のようにひとつの市町村でおさまる景観については提案を重視していきたいというふうに考えています。

(中村会長)

それではいくつか議論が出て、実行に移す段階で少し工夫しなくてはならないこともあります。基本的にはこういうことで了解いただけるかと思いますがよろしゅうございますか。

これは知事からの諮問事項でありまして採決をしてくれということです。

まだ、意見がございませうか。

(石川委員)

もう 1 点ありまして、眺望景観資産の指定の方法と数字の 6 のところで、「指定された眺めと類似の眺めについては指定しない。」とありますが、例えば、山形県で棚田 20 選を定めていますね。それで、棚田を指定しようとなったときに、類似だから二番以下は外すなどということになるのか。これはどのように考えればよいのでしょうか。

(事務局)

一つの棚田でも5mとか10mとか位置がかわれば風景がかわるわけですが、ここで申し上げている類似した眺めというのは、棚田20選のそれぞれが類似しているという扱いではなくて、一つの棚田についていろんなところから眺めたものを類似した眺めという扱いにしています。

(中村会長)

それでは、改めて皆さんの意見を集約したいと思います。これに御賛成の方、挙手をお願いします。賛成多数ということで了解させていただきます。

いくつか細かい点でまだ議論があるのかも知れませんが、技術的な問題ですので、また、その都度、御相談があらうかと思えます。基本的にはこういうことでお認めいただけたとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(小山委員)

採決後で申し訳ありませんが、視点場というのは必ず設けなければならないのでしょうか。対象物だけを指定することはできないのでしょうか。先程の棚田もそうですし、文翔館もそうなのですが、その建物は歩きながら何処から見ても美しいという、視点場というものを決めないでそのものを指定するという決め方が出来ないかと考えていますが、いかがでしょうか。

(事務局)

4頁の下のところに景観計画を載せておりますが、眺望景観資産を定めた場合に、必要に応じて資産の保全のための景観形成基準を定めるものとしていますが、そのときには視点を固定しなければそこでの規制を作りにくいということがあります。

(事務局)

小山委員の御意見というのは、視点を決めないで眺望景観資産を指定できないかということですね。そもそも眺望景観資産を条例に盛り込む時の考え方として、この場合は視点と主たる対象物で眺めを指定するとしています。

もし、小山委員がおっしゃったような形でやるならば、別な形のもので対応できると思います。例えば、棚田を固定するのであれば景観農振の区域を決めるとかですね、建造物であれば景観重要建造物を決めるとかですね他のツールでできますので、この場合は眺望景観資産についてはこういう形で条例上も決めたとさせていただきます。

(中村会長)

文翔館は国の重要文化財に指定されているのですか。

(事務局)

国の重要文化財に指定されています。

(中村会長)

建築物自体を保護するという意味では、重要文化財の指定とか伝統的建造物群保存地区の指定とかいろいろやり方で物そのものが傷つかない法的な手続きは既にあるわけです。ところが、眺望景観という概念はそういう概念でなくて、例えその建物が保存されても後ろに建物が建てば全体の景観が阻害されるということを防ごうというものですから、ある意味、より厳しいですね。多分その場合は、両方を重ねて指定することになるのだらうと思います。

(日原委員)

私も遅れてこのようなことを申し上げて申し訳ないのですが、文翔館の場合は建物自体を廻りの景観の中で引き立つようにしようという考え方だと思いますが、本当にこの文翔館を活かそうというのであれば左側のたくさんある植栽が右にもあった方が美しいわけですね。シンメトリカルな大正時代の建物の荘厳さを活かすのであれば右の建物群が邪魔なのですね。

そういった意味で、どのあたりまでそれを強調する必要な構成要素になるのか、そこを決めないといけないのだと思います。なので、やっぱりそれを活かすためのエリア、面積ですね、それを決めなければおかしいと思います。それから、5番の鶴岡市の方ですけどもこれを見ますと

どこにでもあるような眺望ですが、一番気になるのは手前の赤い屋根です。それがなければ、ぐっと景観がレベルアップするのですが、そこは赤い色をやめて欲しいという規制をかけることが可能なかどうか、いろいろな疑問が湧いてくるけれどもそれらを満足させてくれる手法はどんなものになるのでしょうか。

(中村会長)

重要な御質問だと思います。

(事務局)

先程ありましたように、指定した後に具体的にその場所にあった規制等が考えられると思います。それは、その段階で技術的なものを含めて、部会の皆様にいろいろ調査していただいて決めていくということになると思いますのでその時に御審議いただきたいと思います。

(中村会長)

今、日原委員がおっしゃったようなことは現実起こると思うのです。例えば、文翔館の場合でしたら、眺望景観資産の指定が行われると、先程いいましたように建物の後ろ側の部分の高さをどうしたらよいかという議論をされると思います。逆に前の方については、こういう範囲内の建築物に関しては、建物の色とか看板等の規制はより厳しくなるのではないかと推察されます。

おそらくこういう場所は、屋外広告物の規制がかかるとはありますが、眺望景観がそこに重ねられるとちょっと厳しくなるということがありうるでしょうね。

5番の鶴岡の郊外ですが、こういう屋根の規制とかは、その都度議論されることになります。その都度の議論というのはかなり厳しい議論になると思います。それは、事務局も苦勞なさるし我々もそうです。決して簡単なものではないと思います。

それでは、議題の1は原則的には終了したということで、議題の2に移ります。今日は5時15分まで予定してありますが、もし大幅に時間が超過するようなことがあれば報告事項は次回に回すということも考えております。

それでは、さっそく議題2に移りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

「山形県景観条例第8条の景観形成重点地域の指定の方針について」を説明。(略)

(中村会長)

御説明ありがとうございました。それでは、この件について今日が初めての審議でございますのでどんなことでも御質問があればよろしくお願ひします。

(伊藤委員)

審議するところは、指定の方針(案)ということによろしいですね。関係条文から指定の要件は機械的に決まってくるものですね。

(事務局)

そうです。

(中村会長)

審議というよりも提案の趣旨がよく理解できないことがあればそこから話をしていただいてもよろしいのですが。

(日原委員)

こちらは、自然の風景ばかりなのですが、なぜ、人工物がないのでしょうかということ。それともう一つ、指定の要件のなかに自然・歴史・文化等というのがありますけども、その範疇の中には、私は羽州街道、街道筋など、紅花を運んだり、あるいは舟運文化のための陸上を利用した街道筋等、いいものがたくさん残っているのに、何故選ばれていないのかなと思います。

イザベラ・バードも歩きましたし、司馬遼太郎も「街道をゆく」のなかで羽州街道の特徴をあげておりますし、私は山形では誇るべきものがたくさんあって、それをもっと入れた方がいいと思います。

(事務局)

人工物が入ってないという御意見ですが、今回の場合、この景観形成重点地域というのが区域を定めるということになっていきますので、例えばその街道筋とか舟運ですとか人工物につきましても、最上川・月山・鳥海山の眺めが優れている中には、そういったものも入ってくると思います。実際、この重点地域の指定というのは区域を指定することになりますので、その風景を構成する要素を指定することにはならないと考えています。回答になっていきますでしょうか。

(日原委員)

羽州街道というのは、単に羽州街道だけじゃなくて、月山から中心街に向かってのびる 112 号線の旧街道にしても、楢下宿に向かう街道にしてもいろいろと素晴らしい全体の街区を形成している中心の幹線が残っています。そういったものは眺望ではないのでしょうか。

(事務局)

街道筋については、歴史街道などという別の制度もございますし、この場合、県としては重点的に規制を強化しようという考えで決めたいと思っています。

(事務局)

そういったことについては、いろいろと指定の方法があるかと思います。羽州街道をはじめとした街道とかイザベラ・バードの道とかそういうものについて何らかの指定をして、まちづくりに役立てたいという趣旨なわけですが、景観だけで全てのを網羅するというのはなかなか難しいのかなと思っています。

今回につきましては、最上川・月山・鳥海山、県内で景観として優れたところの指定に限らせていただいて、羽州街道等については、別な手法で指定を検討させていただくことを考えています。シーニックバイウェイなどもございますので、その中で六十里越えとか、国道 113 号おとぎ街道とかについては、県民の財産を高めていくといいのかなと思っています。

(伊藤委員)

私も 2～3 あります。日原先生の御意見と近いのかも知れませんが、県土景観の骨格を最上川・月山・鳥海山に限定している。ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針に載っているということで最上川・月山・鳥海山がポイントになるというのは理解できなくはないのですが、その 3 つにとらわれてしまうと何となくつまらないというか、もっといいものがいっぱいあるじゃないかというのが私の素直な気持ちであることが 1 点です。

もう 1 点、わからないのは鳥海山・月山の広域性というなかで鳥海山、月山はいろんなところから見えるのはわかりますが、鳥海山と月山の眺めが優れている区域として景観計画区域を定めるとしたら、どこを定めることになるのでしょうか。例えば、鳥海山はどこのところが景観計画区域になるのですか。鳥海山のまわり全部になるのですか。それであれば、最上川は県内全部流れているわけで、いろんな景観の良いところを考えると、寒河江だけじゃなくて、舟下りする辺りで冬になると墨絵のようになる凄く美しいところがあったりする。どのようにして、最上川・月山・鳥海山をキーワードにして、これから景観形成の重点計画区域を指定していくことになるのでしょうか。

(事務局)

まず、この 3 つの山、川に限定させていただいているわけですが、今ある山形県景観計画でこの 3 つに限らない所でもっと規制を厳しくしたいという場合には、景観計画を別途定めることは可能です。ただし、重点地域という名前を頭につけて規制を厳しくするところは、この 3 つに限りたいという意図でございます。

それから、例えば、この写真でどこが区域になるかということですが、この写真はあくまでも月山や鳥海山がいろんなところから見える広域性を示した写真になります。

(伊藤委員)

ということは、例えば、鳥海山とか月山の上から網を被せたそのものが区域になるということですか。

(事務局)

寒河江辺りから月山を見たときに、行政界に近いところだとその眺めを守るために規制を強化する必要があるのは寒河江と西川にまたがったような区域になるかもしれない。そういう2つにまたがったようなところについては県で指定できるようにしています。

(伊藤委員)

それでは、例えば、月山、鳥海山はそれぞれ庄内側、山形側、寒河江側、西川側といろいろなところからいろいろな見え方がして、はっとするような景色がある。どこをどう選んでいくかという明示はあるのか。ないしは、最上川をモチーフにした場合、何故ここにこだわったかよくわからない感じがする。

(事務局)

この写真はタイトルにも付けていますが、候補地のイメージとしてあげています。

(中村会長)

月山、鳥海山では県景観条例の中で眺望景観指定という制度を既にもっていますが、それとどう違うのか。

(事務局)

眺望景観資産は指定イコール規制にはなりませんので、そこが根本的に違うところになります。

(中村会長)

先程の議論だと指定が行われたとたん、その眺望を守るためのいろんな施策が行われるわけですよ。

(事務局)

規制についても必要に応じて景観形成基準を定めることとなっています。

(中村会長)

そのままにすることができますよね。それとこれとはどう違うのですか。

(事務局)

これは、景観計画の中の重点地域ということになっておりまして、今の景観計画では面的にどこでも、例えば、建築物を建築する際には届出をするということになっています。どこから見たときにという限定はしていないわけです。この重点地域はある区域を決めまして、その中のルールは厳しくしようという区域を定めるものになります。

(中村会長)

そうするといろいろ質問したいところがありますが、眺望景観資産について景観形成基準を定めた場合、眺望景観資産とその間に、何か建築物が建ちあがった場合、あるいは、後ろ側に建ちあがった場合には規制の対象になる可能性があるわけです。だから、当然それは面的な区間を想定せざるを得ないということになりますね。

(事務局)

確かに規制はいろいろあるわけですが、この最上川と鳥海山と月山に関する部分については、重点地域として区域を定め基準を厳しくしたいと考えています。

(中村会長)

当然、その重点地域の中には眺望景観が含まれる場合が多くなるのですね。

(事務局)

私の方からもう一回おさらいさせていただきますが、指定の要件ということで、まず、そもそも決めている条例について整理しています。この場合については、ある一つの眺めを保全するた

めに規制するというだけでなく、エリア的にある広がりを持った形の中で、統一的な規制をできるかがこの重点地域の考え方になっています。

それは重点地域でなくても、景観計画の区域に入っていてある規制がかかっているわけですが、更にその中でもある区域の規制を強化しようという、例えば、色彩を強化しようという場合に、これを定めて、規制を強化するということですので、先ほどの眺望景観資産と違ってある眺めのために規制をするということではないということ大きく違ってきます。

(伊藤委員)

何となく腑に落ちないというか、違和感がある。鳥海山であれ月山であれ、どちらかという眺望として捉えるべきものだと感じる。遠くにあるものを眺めるという点では、視点対象物として、眺望景観として捉えるのならわかるが、景観形成重点地域とはまさにその土地の区域、景観法でいえば第8条の第1号で土地の区域とか、第2号にも地域の特性とか、その区域内、地域内をそのまま保護したいというか、その景観を保護したいという発想であって、遠くに見える鳥海山や月山が美しく見える地域などを想定すること事態に無理があると思っている。

先ほど、眺望という関係でならですね、むしろ、私は鳥海山や月山を山形の骨格をなすものがこういうふうに見えるということではやるならいいが、その見える、例えば、新庄とか遊佐町でここを重点区域にといわれてもびんとこない。あくまでも、鳥海山はその地域と別のところで見えるということに意味があって、やはりそこに違和感がぬぐえないものがある。

(中村会長)

今日は決定する必要はないと思いますので、問題点を出してください。それで、次回までに事務局を中心に検討してもらおうということで。

(石川委員)

この2の指定の要件というのは、保全と新しく形成しようとする部分と規制の部分の大きく3つの行為であるのかなと思いますが、資料2の右側に示されたものが法律、条例上、保全・創造・規制の具体的なツールになるのかなという気がする。

例えば、この中に景観法第28条の景観重要樹木の指定というのがあるのですが、壮大な黒松林とか、小国町の温身平(ぬくみだいら)に至るブナの原生林をエリアとして一帯を指定してしまって、要するに景観上は視対象を指定して、それを守ることとかつくることとか規制することを考えていこうとしているのかどうか。そういう意味だとすると、具体的にもっと絞り込んで具体化していこうとするとたくさん候補地があるわけで、この辺について、何のためにするのかということが、もう一つ、ぼんやりしている感じがします。

(事務局)

まず、何のためにという目的ですが、そもそもこの条例の中で重点地域を決める時に指定の要件の中で「2以上の市町村の区域にわたる区域」ということで広範囲ということが念頭にございます。先ほどおっしゃられておられた黒松とか温身平であれば、ある市町村の中で完結する形でありまして、それを保全するというのであればまた別なツールがございます。

この場合については、2以上の市町村ということで、例えば、市町村が景観行政団体になったとしても複数の市町村をまたがってやるということはなかなかできないわけで、県の条例の中でこういう重点地域でやるということが、そもそもの考え方としてあります。

先ほど申し上げましたように、その後、大きい広範囲のものについて更に規制を強化する必要があるものについて、重点地域の制度を設けたということです。

(中村会長)

各基礎的自治体が、自分で景観行政団体の場合は必要なら重点地域を指定すればいいということですか。

(事務局)

重点地域の指定というのは県独自の施策でございますので、各市町村が景観行政団体になって同じようにそのような制度を設けた場合にはできるかもしれません。しかし、それについてはそれぞれの市町村区域でしかできないこととなります。行政界を超えて指定することができないので、そういう広範囲のものは、県でこういうふうな重点地域指定を考えて市町村と連携して指定するということとなります。

(中村会長)

全県的な立場で決めたいとこういうことですね。それは多分、正しいと思うのですが先ほどから伊藤さんもおっしゃっておられるように眺望景観資産という概念と、ある区域を決めるということは完全に一致しないというか、多少、齟齬があるんですね。

例えば、この鳥海山を眺める視点から鳥海山までおそらく20~30キロあると思いますが、その間の全部が区域ということになるのですか。

(事務局)

事務局としても、例示を出すとき山を対象にした場合は相当難しいなと考えました。どの区域にするか、区域を告示する場合には、例えば、その場合にはなにに市町村とか明確に区域が分れた形でしか出来ませんので、その場合には相当難しくなると考えています。技術的にどうしたらできるかというような事が出てくると思っています。規制をするわけなので、その方法、逆に川の場合なんかについても最上川ということであれば、ある区域を絞るには、例えば、字表示などでひろっていくというように具体的に告示せざるを得ないということになると思います。

(中村会長)

鳥海山、月山は国立公園区域でしたか。

(事務局)

鳥海山は国立公園です。

(中村会長)

鳥海山は国立公園ですが、その他に県立公園というのもありますね。それだけで相当広い面積が指定されておりますが、その内部の空間区域指定ですから、眺望景観という概念は無いんですけどそれをもう少し外に広げる必要が出てくる場合があると思います。多くの場合は国立公園の中では確かに規制されているけれども、国立公園に接した部分というのは公園指定されていないので何の規制もされていないというようなところがたくさんあります。現実的には、やはりそういう緩衝地帯のようなものをつくっていただきたいところがたくさんあります。

そこはもう国立公園の権限が及ばないので、何をやっても自由ということで日本の場合はその緩衝地帯が上手くいっていないと思うのですね。そういう意味で、この県の制度で補完していただければ有難いと思います。そういう意義があると思います。ただ、そういう趣旨でこれをやろうとしているのかも一つよく分からない。今日の御提案の内容に関しては、課題がたくさんあるように感じました。

(事務局)

実際に指定しようとした場合には、技術的にも難しいものがあると思います。今、決まっているのは指定の要件まででございますので、より具体的にできるだけわかりやすくするということが方針について、今、議論いただいているわけなのですが、今日お話いただいた議論を含めて、よりわかりやすく、効果的な形で勉強して反映させていきたいと考えています。

(相羽委員)

ちょっと技術的になるかも知れませんが、20~30km離れて、山を見るといって、もし半径30kmで範囲を書くと凄い大変なことになる。具体的にこういう景観が見える、主要道路沿道とか、技術的な話でいうとその山に向かう、その山に沿ったそういう接点の区域を、例えば30kmくらいま

でのところで全部やるということになってくると、今度は景観計画で我々が部会で審査している眺望を阻害する部分についての景観形成基準のいろいろな検討と重複してくる。

もし、そういう道路沿いで決めていくということになると重点地域を定めることと定めないことでどういうメリットとデメリットがあるのかというのを整理して教えていただきたい。要するに規制できるということが、部会で審査しているようないろいろな景観の眺めをいい方向に持っていくようにするのと何処が違ってどういうメリットがあるのか明らかにしてもらいたい。

(中村会長)

今日は採決しませんので、疑問があったらどんどん御意見を出してください。

(伊藤委員)

私は最上川と鳥海山、月山では全く違うと思います。最上川の場合は、このイメージで言えば、最上川が市街地と田園地帯の境界を流れて、土地利用による景観の秩序が感じられるという地域でこれはこの地域内に最上川があるからいいと思うのですが、鳥海山、月山は定めようが無いと思います。月山との関係で、東根市のある一定地域が重点地域ですと言われても月山の眺めということしかないわけで、むしろそれは先ほどの眺望景観との関係の議論すべきことではないかだと思います。

(中村会長)

それはほぼ出来るのではないかとということですか。

(伊藤委員)

そういう地域を定めて規制をかけるということの意味のメリット、デメリットをはっきりさせる必要があるということですか。

(日原委員)

指定の要件が4つございますね。指定するにはこの4つの要件を満たすということだろうと思いますが、例にあげられているモデル景観というのは大江町を除いては、美しい景観ではありませんけれども歴史性も文化性もここでは表れていないと思います。そういう意味では、街道筋をずっと歩いていると月山が美しく迫ってくるとか、何か物語性が必要だと思います。

個性に加えて、やはり歩いている、あるいは車に乗っていてもいいのですが、意味のあるそういう指定の仕方が必要ではないかなと思っています。

(中村会長)

沼田さん、何かお気づきの点ありませんか。今日はもう疑問だけでいいですから。

(沼田委員)

やはり、山形の代表としては、最上川、月山、鳥海山が重要だと思います。これをやっていただくのは大変結構だと思います。写真を撮る人は自分の個性でいい所をさがして撮るとか皆が知らないところでいい場所を見つけて撮ってやろうという意識があるので出来る範囲、なるべく自然のままが有難いのです。

伊藤委員がおっしゃっていたように、最上川には四季の美しい風景や、そこで漁をされている方の風情ある情景など、いろいろな魅力があるので保護するところと手を加えるところの見極めが大事だと思います。月山については、山自体も荒れないように守って欲しいなと思います。

法的なことは分かりませんが、鳥海山は国定公園として規制もかかっているということでしたがいっぱい動植物も守り、県や地域をあげて、景観計画を考えていただきたいと思います。

(中村会長)

さっき国立公園のところでお話した趣旨はこういうことです。国立公園とか県立公園というのは主に自然の景観を保護することが大きな目的なのです。そのすぐそばにあるいはその中に村があったとします。するとその村は国立公園にぴったりとくっついているわけですから美しい村であってほしいわけです。ところが、村とか町というものは国立公園の制度になじまないからそこだけ公園区域から抜いてしまうのです。自然の地域じゃないから、抜いてしまうから周りが全部

国立公園でもそこが国立公園じゃないというのがたくさんあるのです。そういうのが非常に困るわけで、事実上、公園と一体にして、特別美しい町にして欲しいと誰でも思いますね。今の行政の仕組みではそうになっていないのです。ですから、そういうところは、特別に別な行政行為で美しい町にしたいと思うのはごく自然な考えだと思います。そういう行政の制度がないから、こういう重点地域などでやれたら大変いいんじゃないかなと思うのです。

今日の事務局の案はいろいろお考えになっているけれども、たくさん疑問があるので、もう少し研究してもらいたいと思う。今の私が言ったことからいいますとね、指定の方針の設定理由の中で、既に文化財指定とか、高度地区指定とか、景観重要樹木指定とか、たくさん指定してあるところを選んで、景観形成重点地域にしたらどうかという提案になっていますが、それは僕が考えと逆なのです。何にも規制がないのに、重要だから、その地域を指定して守って欲しいというそういう場合もあるのではないですか。既にたくさんいろんな規制があるのなら、ほっといてもいいんじゃないのかなとなりますね。むしろ、本当は大事なんだけど何にも規制がないから、それでは困るので、これからいろんな規制をしましょう。については、まず重点地域に指定しておかなければならないという逆の考え方もあると思うのですが、両方の考え方があると思いますがどうですか。

(事務局)

今、おっしゃった点について、指定の方針の設定理由のところを書いておりましたが、施策が2つ以上実施されていること、または実施されることが確実なことをということで、既に指定されているものとこれから予定されるものということの両方で考えております。

(石川委員)

先ほどの相羽委員の意見と近い話ですが、我々が部会でいろんな具体的な事例を審査してしまして悩みに思っていますのが、既にもう景観を阻害している要因があって、そこに新しい基準で新しいものをつくるというのが的確かどうかということを審査するのですが、既存の阻害要因、ひどい現象が既にあるということで、制度自体の効果というものが薄れてきているようなことを非常に感じている。

それでこの指定の要件のところの「行為の制限を特に強化する必要がある区域」の強化するという意味は、新しいツール、武器があるのかどうか、どのように考えればいいでしょうか。

(事務局)

ここで特に強化といいますのは、まず景観計画区域というのが先にあるわけですが、それについては割と緩やかな規制が県内全域にかかっている形になっています。そうした上で、ある地域を選んで特に強化するというのを考えているわけです。強化する方法としては、他にもあるわけです。例えば、景観地区とか都市計画でいえば地区計画とかあるのですが、特にここでは先ほど申し上げましたように、特に強化するにあたっての広域的にする必要のあるものということでこの重点地域という制度を用意したということになります。

(山畑委員)

今回の重点地域の指定は、基本的に2以上の市町村にまたがるということでしたが、街道の話であれば、多分、景観計画での処理が基本的に出来たりするわけだと思いますが、ちょっとわかり難いので、いくつかの指定をされて、ある程度の計画に対する規制がかかっているところで守りきれない複数の市町村にわたっている部分の事例といいますか、シミュレーションといいますか、例えば、こんなところで今もこうしてやっているけれども守りきれないから、重点地域を指定することによってこういうことが出来るということを見せていただけるとわかりやすくなるのではないかなと思う。

(事務局)

ただいまの御意見、先ほど相羽先生からあったようにメリット、デメリットというものを次回までお示しできるようにしたいと思います。そういうことで理解を深めていただける形にしたいと思っております。

(中村会長)

山畑委員の御意見は、私は大変いい考えだと思います。確かに、いろんな指定が行われていても、やはり行政の主体が違いますから、文化行政があったり、都市計画行政があったり、景観行政等、必ずしもその間の連携が上手くいっていないこともあるのです。だから、たくさんの指定が既に行われているから必要ないというような趣旨のことを先ほどいいましたが、言葉足らずで、たくさん行われていますが上手く連携されていないということがありますので、そこも含めて、もう一回検討いただけたらと思います。

(事務局)

わかりました。そのように対処いたします。

(中村会長)

今日は、報告の方は次回にまわさせていただきます。議題が2つあって、1つは先ほど眺望景観資産の指定の方針ということで採決させていただきました。いくらか宿題が残りましたが、原則的にはそれでいくということで御了解いただきました。

もう1つの議題の景観形成重点地域の指定の方針の方は、おそらくこれについて、全体的にはこういうことが必要であるのだろうという点では御異議ないだろうと思いますが、みなさんそれぞれが持っているイメージが少しずつ違うみたいで、もう少し事務局で整理していただいて、もう一回やりましょう。拙速しない方がいいように私は思います。

ここで、今日は閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、今日の審議会をこれで閉じさせていただきます。

(事務局)

委員の皆様には長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

平成 21 年 6 月 19 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員